

野辺地町行財政改革大綱（案）

（第6次）

令和6年 月 日 策定

野 辺 地 町

目 次

1	これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第6次行財政改革大綱策定の背景と目的・・・・・・・・	2・3
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施期間と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	改革の3本柱と取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7・8・9

1 これまでの取組

当町では、昭和60年に「野辺地町行政改革大綱」を策定して以来、これまで5次にわたる大綱を策定し、効率的かつ効果的な行財政システムの構築に努めてきました。また、並行して財政再建計画や集中改革プランでの取組を推進することにより、改革効果の更なる積み増しを行いました。

主な取組内容として、平成15年度に策定の第3次野辺地町行財政改革大綱では、町民の協力を得て、施設使用料・証明書発行等手数料をおおむね20%アップ、各種団体に対する補助金をおおむね10%削減等を実施、平成28年度策定の第4次野辺地町行財政改革大綱では、意見公募手続の明確化や障害支援区分認定調査の民間委託の拡充、広報及び公聴事務の一本化、研修等による職員の人材育成に努めるなど事務事業等の見直しや組織力の向上を図りました。令和元年度には、第5次行財政改革大綱を策定し、自主防災組織の結成など地域防災体制の充実と協働のまちづくりの推進を図るとともに、町税のコンビニ収納の導入や経常収支比率の改善による財政運営の安定化などの行財政改革に取り組んできました。

2 第6次行財政改革大綱策定の背景と目的

(1) 人口減少

国立社会保障・人口問題研究所が試算した将来推計人口（令和5年推計）によりますと、当町の人口は2030年（令和12年）には9,960人と1万人を割り込み、2040年（令和22年）には7,986人になると想定されています。令和2年度の国勢調査人口12,374人と比較し4,388人減少することになり、今後20年の間に約3分の1の人口を失うことが見込まれます。

こうしたことから、人口減少のスピードを緩めるための対策を講じつつ、人口減少社会を見据えた行政サービスの在り方を検討していく必要があります。

(2) スマート自治体への転換

人口減少に伴う労働力人口の減少は、自治体においても人手不足が生じるものと見込まれています。現に当町でも、新採用職員の応募者数が減少傾向にあるなど、職員の確保に影響を及ぼしています。希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、「スマート自治体※1」への転換を検討する必要があります。併せて、高度化・複雑化していく行政ニーズに的確に対応していくため、職員の能力開発・向上や、真に行政で行うべき仕事の見直し・効率化にも取り組んでいかなければなりません。

(3) 財政の健全化

人口減少・少子高齢化は、町の財政運営にも様々な影響を及ぼします。企業・事業所の撤退や生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢者の増加に伴う医療・介護等の社会保障費の増加などにより、今後ますます厳しい状況に向かうことも考えられます。そうした中で、持続可能なまちづくりを支えていくためにも、更なる健全な財政運営を構築していくことが求められます。

以上の3点を踏まえ、まちづくりの指針となる町の最上位計画に位置付けられた第6次野辺地町まちづくり総合計画で掲げる将来像「未来につながる幸せのまち のへじ」の実現と当町を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、より質の高い行政サービスの提供と持続可能な行財政運営が必要不可欠となります。

このことから、第6次行財政改革大綱では、より質の高い安定した行政サービスを提供するために事務の効率化を図り、ICT※2を活用したスマート自治体への転換を推進し、健全な財政運営を維持しながら、幅広い視野をもって継続的に改革・改善に取り組む必要があります。

3 基本方針

スマート自治体への転換を推進していく中で、人口減少時代でも持続可能なサービスの提供と社会情勢の変化に迅速に対応できる健全で持続可能な行財政運営を行っていくため、以下の3つを第6次行財政改革の基本方針としました。

(1) 持続可能な行政基盤の構築

社会情勢の変化や複雑化・高度化する行政課題、町民ニーズに適切・迅速に対応できるよう、職員一人ひとりの意識改革・能力向上を図るとともに、事務事業の合理化を進め、持続可能な行政基盤の構築を図ります。

(2) スマート自治体の推進

社会における急速なデジタル化の進展を踏まえ、DX※3化を推進することで、反復作業の効率化や希少化する人的資源で最大限の効果を発揮させるとともに本来注力すべき業務に振り向ける、スマート自治体を推進します。

(3) 健全な財政運営

人口減少・少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加等に対応していくため、継続的な歳入確保、歳出削減につながる取組の推進や、経常収支比率の改善などに努めるとともに、将来に向けて長期的視点に立った計画的な財政運営を行います。

4 実施期間と推進体制

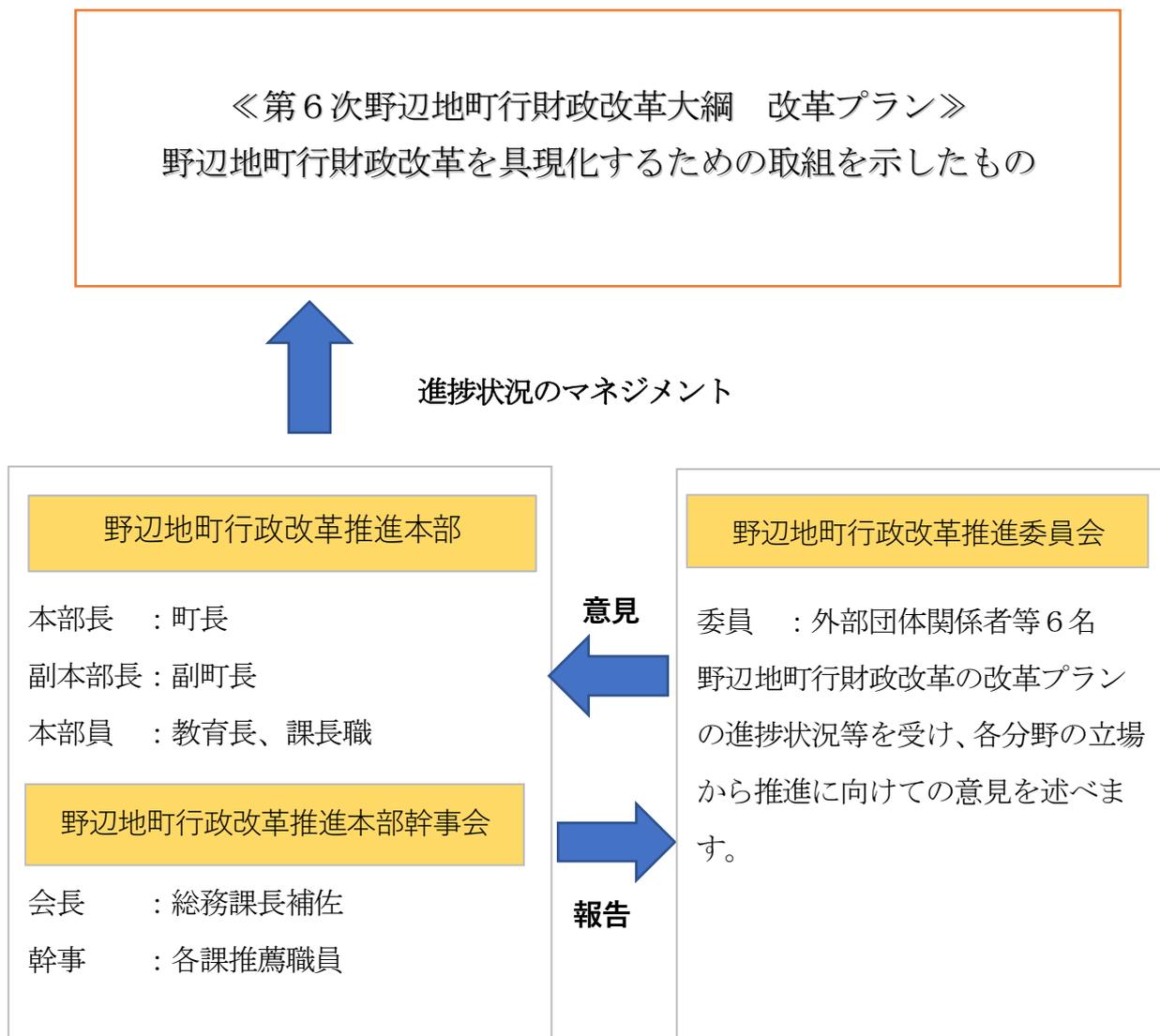
(1) 実施期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(2) 進行管理

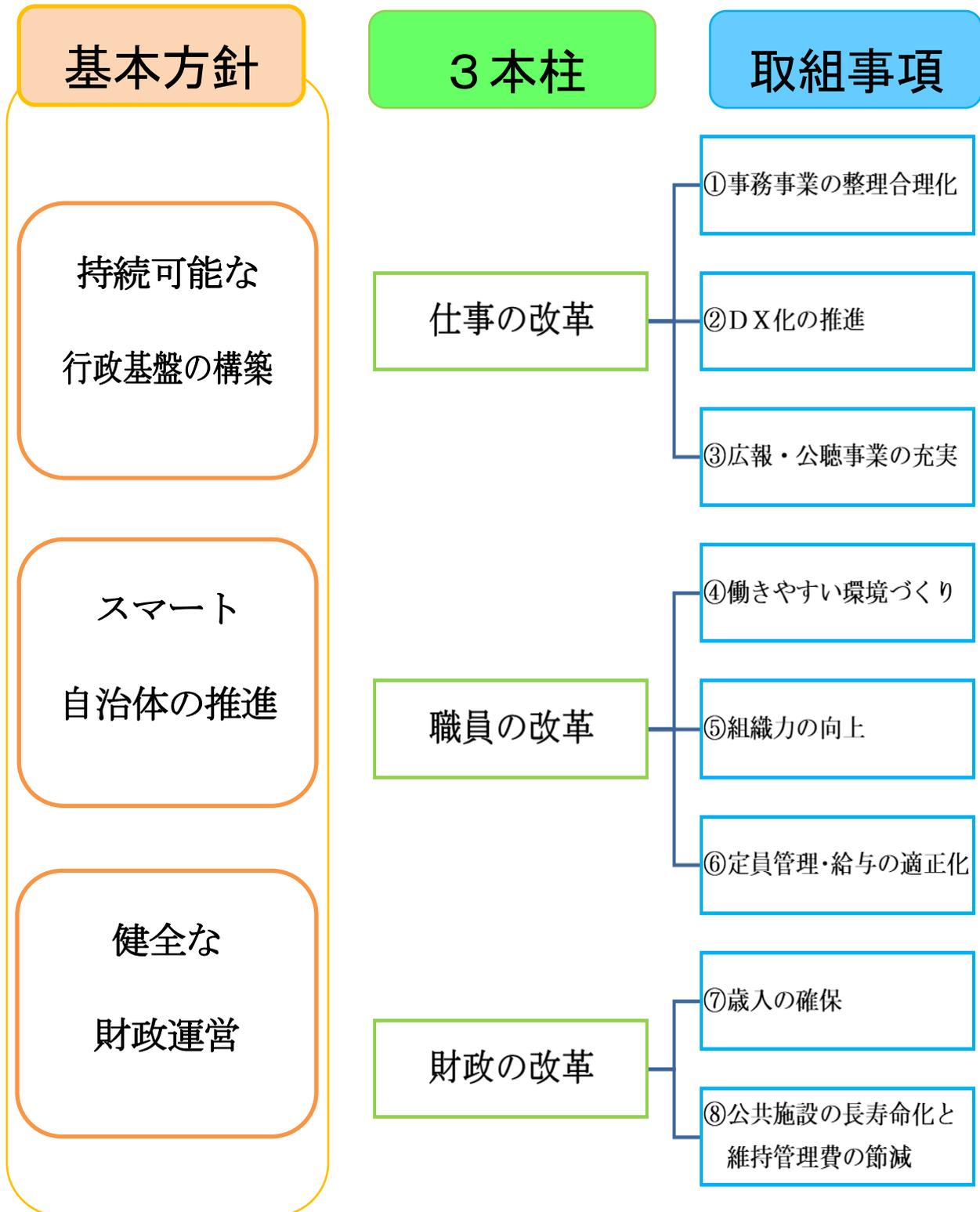
進行管理については、取組内容をPDC A※4サイクルに基づいた見直しや必要に応じて取組を修正・追加するなど、毎年度検証を行い、行財政改革推進委員会に報告するとともに、その結果を公表します。

(3) 推進体制



5 改革の取組

基本方針に基づき体系的な改革を行うため「改革の3本の柱」を掲げ、具体的な改革の取組を推進します。



6 改革の3本柱と取組事項

(1) 仕事の改革

①事務事業の整理合理化

行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、事務の適正化、行政効率、費用対効果を十分検討し、最小の経費で最大の効果が得られるよう事務事業の整理合理化を図ります。

②DX化の推進

自治体DXの取り組みを推進し、RPA※5やAI※6IoT※7等の積極的なICTの活用により、定型的な作業の自動化及び効率推進を図るとともに、町のDXの指針となるDX推進計画を策定し、庁内DXを推進することで、職員がより付加価値の高い業務に取り組むことができる体制を構築します。

③広報・公聴事業の充実

毎月発行の広報の毎戸配布に加え、町ホームページの更なる充実を図りつつ、SNS※8等の有効活用を検討し、分かりやすくきめ細かな情報発信を推進します。

(2) 職員の改革

④働きやすい環境づくり

行政課題や社会情勢に柔軟に対応した組織改編や、担当者が不在でも質の変わらない行政サービスを行うため、新たな業務マニュアルの作成による業務の属人化を防止し、良い意味での「誰でもできる仕事」を目指します。

⑤組織力の向上

積極的に職員研修を実施し、職員個人の能力開発、組織力の向上を目指します。また、情報セキュリティに対する自主点検を定期的に行うことで、危機管理能力の向上に努めます。

⑥定員管理・給与の適正化

これまでの行財政改革により築いてきた執行体制を基本としつつ、その時々々の行政課題や課長補佐級の職員不足等の当町を取り巻く状況の変化を踏まえ、適正な定員管理をはじめとした効率的かつ機動的な執行体制の確立に取り組みます。

(3) 財政の改革

⑦歳入の確保

有料広告媒体の拡大や、ふるさと納税のポータルサイトの利用拡充による寄附のしやすさ向上を目指し、安定した自主財源となる歳入の確保と強化に取り組みます。

⑧公共施設の長寿命化と維持管理費の節減

公共施設等の老朽化や利用需要の変化に的確に対応し、長期的な視点で公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕など、公共施設等総合管理計画を基にして計画的に行います。また、遊休施設の利活用についても検討します。

※1 スマート自治体：総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」より引用

- ① 人口減少が深刻化しても持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体
- ② 職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力する自治体
- ③ ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体

※2 ICT：情報通信技術

- ※3 DX：デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。
- ※4 PDCA：P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
- ※5 RPA：ソフトウェアによって、人がパソコン上で行う定型的な作業を自動化すること。
- ※6 AI：コンピュータ上で人間と同様の知能を実現させるための技術。人工知能。
- ※7 IoT：モノのインターネット。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み。それにより社会実現を目指すもの。
- ※8 SNS：人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。フェイスブックやXなど。